

大分県漁業近代化資金の融通に関する措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号）及び漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号。以下「施行令」という。）に基づき、漁業者等に対し融資機関が行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため利子補給の措置を講じ、もって漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的とする。

(借受資格者)

第2条 借受資格者（以下「漁業者等」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 漁業を営む個人
- (2) 漁業生産組合
- (3) 漁業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船（漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項に規定する漁船をいう。以下同じ。）の合計総トン数が、3,000トン以下であるもの。
- (4) 水産加工業を営む個人
- (5) 水産加工業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であるもの、又は、その資本の額若しくは、出資の総額が1億円以下であるもの。
- (6) 漁業協同組合
- (7) 漁業協同組合連合会
- (8) 水産加工業協同組合
- (9) 水産加工業協同組合連合会
- (10) (1)～(9)に掲げる者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人で、施行令で定めるもので以下のものとする。ただし(2)、(3)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)に掲げる者を除く。
 - イ 水産業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、(1)から(9)までに掲げる者又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半数を拠出しているもの（漁業又は水産加工業を行うものを除く。）
 - ロ 水産物の保蔵、運搬又は販売の事業その他の水産業の振興に資する事業を主たる事業として営む会社であって、(1)から(9)までに掲げる者が、株式会社にあつては総株主の議決権（地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有し、持分会社（同法第575条第1項に規定する持分会社をいう。）にあつては業務を執行する社員の過半を占めているもの（漁業又は水産加工業を営むものを除く。）
 - ハ 法人でない団体（漁業又は水産加工業を営むものにあつては、その事業に常時従事する者の数が300人以下であるものに限る。）であつて、(1)又は(3)から(5)までに掲げる者がその主たる構成員となっており、かつ、漁業近代化資金融通法施行規程（平成28年11月29日農林水産省告示第2373号）に定めるもの。

(融資機関)

第3条 融資機関は、次に掲げる者とする。

- (1) 大分県漁業協同組合（以下「漁協」という。）
- (2) 農林中央金庫（以下「中金」という。）

(融資率及び貸付限度額)

第4条 融資率は、以下の(1)～(3)のいずれかに該当すると知事が認める場合のほかは、当該事

業費の100分の80以内とする。

- (1) 当該融資に係る事業規模が当該漁業者等の経営規模からみて妥当なものであり、当該融資に掛かる償還確実性が十分に確保されている場合
- (2) 浜の活力再生プラン、浜の活力再生広域プラン又は漁船漁業構造改革広域プラン等の事業に取り組む漁業者又は漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和51年法律第43号)に基づき漁業経営改善計画を策定し、農林水産大臣又は知事からの計画の認定を受けた漁業者(認定漁業者)である場合
- (3) 自然災害からの早急な復旧が必要な場合

2 貸付限度額は、知事が特に必要と認めた場合のほかは、次の表に掲げるとおりである。

借 受 者	貸付限度額
20トン以上の漁船の建造等に係る資金の借受者	3億6千万円
養殖業を営む法人又は団体(2号資金から5号資金の借受者)	
二以上の複合経営を行うもの	
漁船の建造等に係る資金又は漁船漁業用施設の造成等に係る資金の借受者で漁船を使用して漁業を営む個人	9千万円
漁船の建造等に係る資金又は養殖用施設の造成等に係る資金又は種苗の購入等の借受者で養殖業を営む個人	
漁業生産組合	
漁業を営む法人	
水産加工業を営む個人又は法人	
施行令第1条で定める団体	
その他漁業を営む個人	
漁協等	1千8百万円
	12億円

3 最低貸付限度額は100千円とする。

4 上記の額にかかわらず、近代化資金を借り入れる漁業者等に係る貸付金の合計額が、当該漁業者等の経営規模及び事業計画からみて妥当なものであることを前提に、漁業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン(平成17年4月1日付け16水漁第2708号水産庁長官通知)第2の6の(3)のア、イのいずれかの理由がある場合において、農林中央金庫が貸し付ける資金で県の区域を超える区域を地区とする漁協等(施行規則第1条に規定する漁業者等をいう。)については、農林水産大臣、それ以外のものについては知事が承認したときは、その承認した額を貸付限度額とする。

(漁業近代化資金の種類及び貸出条件等)

第5条 この要綱における漁業近代化資金の種類、償還期限、据置期間及び貸出利率は別表1に定めるとおりとする。

2 償還方法は、元本均等年賦又は半年賦償還とする。

3 同一融資対象施設に対しては、漁業近代化資金と株式会社日本政策金融公庫資金を併せて貸付けしないものとする。

4 貸付利率が同じ2種類以上の漁業近代化資金を同時に借り入れることができるものとし、この場合の償還期限及び据置期間は、加重平均により算出される数値を切り上げた期間以内とする。

5 国又は地方公共団体から補助金の交付決定を受けた事業の補助残事業費部分については、本資金の融資対象とする。

6 本資金は、償還期限が長期にわたり、かつ、毎年貸出金額が増加するため、融資機関は債権保全のため原則として、全国漁業信用基金協会(中小漁業融資保証法(昭和27年法律第346号)に基づき設立されたもの。以下「基金協会」という。)の保証を付するものとする。

(借入手続および利子補給承認申請手続)

第6条 融資を受ける場合の借入手続および利子補給承認申請手続は、次のとおりとする。

- (1) 借入希望者が第2条第1号から第5号及び第8号から第10号に掲げる者の場合にあつては、(様式第1号)又は(様式第1号の2)、第2条第6号又は第7号に掲げる者の場合にあつては、(様式第2号)による借入申込書及び基金協会が定める債務保証委託書を作成し、当該融資機関に提出する。
 - (2) 融資機関は、前号の借入申込書により漁業近代化資金利子補給承認申請書(様式第3号)及び漁業近代化資金導入計画一覧表(様式第4号)を、債務保証委託書により基金協会の定める債務保証協議書をそれぞれ作成する。
- 2 融資機関は、毎月5日までに漁業近代化資金利子補給承認申請書、漁業近代化資金融資計画一覧表及び借入申込書を共に、漁業近代化資金融資計画一覧表、借入申込書、債務保証委託書及び債務保証協議書を基金協会にそれぞれ送付する。
 - 3 知事は、融資機関及び基金協会の意見を聞き、利子補給の諾否の決定を行い、漁業近代化資金利子補給承認通知書(様式第5号)により当該融資機関、市町村及び基金協会にその旨を通知する。
 - 4 基金協会は、融資機関から送付を受けた書類の内容を審査し、保証の諾否の決定を行い、その結果を当該融資機関を通じて債務保証委託申込者並びに知事に通知する。
 - 5 融資機関は、第6項に定める漁業近代化資金利子補給承諾書の交付を受けたときは、3月以内に貸付を行わなければならない。ただし、借受者のやむを得ない事情により融資機関が特に必要と認めるときは、この限りでない。なお、融資機関は、貸付実行したときは、貸付を行った日の翌月の7日以内に貸付実行報告書(様式第6号)を知事に提出するものとする。

(利子補給変更並びに保証契約変更)

第7条 融資対象事業の変更手続は、次のとおりとする。

- (1) 融資機関は、利子補給承認のあった融資対象事業について、貸付実行前にその事業内容の変更を必要とする場合には、漁業近代化資金融資対象事業変更承認申請書(様式第7号)を知事に提出する。
 - (2) 知事は、漁業近代化資金融資対象事業変更承認申請書の内容を審査のうえ、当該融資機関に漁業近代化資金融資対象事業変更承認通知書(様式第8号)を交付するとともに、この旨関係機関に通知するものとする。
- 2 利子補給変更の手続は、次のとおりとする。
 - (1) 融資機関は、漁業近代化資金の貸付後災害その他やむを得ない理由により当初の償還計画の変更を必要とする場合は、漁業近代化資金利子補給変更承認申請書(様式第9号)を原則として、当該償還期日の1月前までに知事に提出するとともに、基金協会に対して保証契約変更協議書を提出するものとする。

ただし、漁業近代化資金の延滞のある者は申請することができない。
 - (2) 知事は、漁業近代化資金利子補給変更承認申請書の内容を審査のうえ、利子補給変更の諾否について決定し、当該融資機関に漁業近代化資金利子補給変更承認通知書(様式第10号)を交付するとともに、この旨関係機関に通知する。
 - (3) 基金協会は、保証契約変更協議書の内容を審査のうえ、保証契約の変更について決定を行い、保証契約変更書を融資機関に送付するものとする。
 - (4) 融資機関は、漁業近代化資金利子補給変更承認通知書及び保証契約変更書を受領した場合は借用書の条件変更を行うとともに、その実行状況を漁業近代化資金貸付条件変更実行報告書(様式第11号)を知事に提出するとともに、基金協会にその状況を報告しなければならない。
 - 3 融資機関は、知事の利子補給承諾を受けたものが貸付決定後辞退しようとするときは、速やかに漁業近代化資金辞退届(様式第12号)を知事及び基金協会に提出するものとする。

(事業完了報告)

第8条 利子補給承認のあった事業については、貸付実行後6月以内に事業を完了しなければならない。ただし、あらかじめ知事の承認を得た場合は、この限りではない。

2 融資機関は、一の事業が完了したときは、事業が完了した翌月の10日以内に漁業近代化資金完了報告書（様式第13号）を知事に提出するものとする。

（資金残高移動報告書）

第9条 融資機関は毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの期間に係る漁業近代化資金の償還状況について、それぞれ毎年5月31日及び11月30日までに漁業近代化資金残高移動報告書（様式第14号）を知事に提出しなければならない。

（助成）

第10条 知事は、漁業近代化資金の貸付を行う第3条に掲げる融資機関に対し、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号）及び大分県漁業近代化資金利子補給金交付要綱に定めるところにより、漁業近代化資金に係る利子補給金を交付するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附 則 この要綱は、昭和44年9月3日から施行する。

附 則 改正後の要綱は、昭和45年5月12日から施行する。

附 則 この要綱は、昭和46年4月21日から適用する。

附 則 この要綱は、昭和46年8月4日から適用する。

附 則 この要綱は、昭和47年7月22日から適用する。

附 則 この要綱は、昭和47年9月27日から適用する。

附 則

1 改正後の要綱は、昭和48年4月12日から適用する。

2 この要綱の適用日前に貸付けた漁業近代化資金の利率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 改正後の要綱は、昭和49年2月1日から適用する。

2 この要綱の適用日前に貸付けた漁業近代化資金の利率に関しては、なお従前の例による。

附 則 この要綱は、昭和49年5月17日から適用する。

附 則 この要綱は、昭和49年12月1日から適用する。

附 則

1 改正後の要綱は、昭和52年6月1日から適用する。

2 この要綱の適用日前に貸付けた漁業近代化資金の利率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 改正後の要綱は、昭和52年10月3日から適用する。

2 この要綱の適用日前に貸付けた漁業近代化資金の利率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 改正後の要綱は、昭和53年5月8日から適用する。

2 この要綱の適用日前に貸付けた漁業近代化資金の利率に関しては、なお従前の例による。

附 則 改正後の要綱は、昭和54年4月1日から適用する。

附 則

1 改正後の要綱は、昭和54年6月12日から適用する。

2 この要綱の適用日前に貸付けた漁業近代化資金の利率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 改正後の要綱は、昭和54年9月11日から適用する。

2 この要綱の適用日前に貸付けた漁業近代化資金の利率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 改正後の要綱は、昭和55年4月14日から適用する。

2 この要綱の適用日前に貸付けた漁業近代化資金の利率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 改正後の要綱は、昭和56年5月7日から適用する。

2 この要綱の適用日前に貸付けた漁業近代化資金の利率に関しては、なお従前の例による。

附 則 1 改正後の要綱は、昭和58年4月27日から適用する。

附 則 1 改正後の要綱は、昭和59年2月3日から適用する。

附 則 1 改正後の要綱は、昭和59年5月31日から適用する。

附 則 1 改正後の要綱は、昭和60年5月21日から適用する。

附 則 1 改正後の要綱は、昭和61年3月14日から適用する。

附 則 1 改正後の要綱は、昭和61年5月1日から適用する。

附 則 1 改正後の要綱は、昭和62年2月20日から適用する。

附 則 1 改正後の要綱は、昭和63年6月17日から適用する。

附 則

1 改正後の要綱は、昭和63年10月28日から適用する。

2 この要綱の適用日前に貸付けた漁業近代化資金の利率に関しては、なお従前の例による。

附 則 1 改正後の要綱は、平成元年6月1日から適用する。

附 則

1 改正後の要綱は、平成元年10月4日から適用する。

2 この要綱の適用日前に貸付けた漁業近代化資金の利率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 改正後の要綱は、平成2年4月27日から適用する。

2 この要綱の適用日前に貸付けた漁業近代化資金の利率に関しては、なお従前の例による。

附 則 1 改正後の要綱は、平成2年7月27日から適用する。

附 則

1 改正後の要綱は、平成2年9月14日から適用する。

2 この要綱の適用日前に貸付けた漁業近代化資金の利率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 改正後の要綱は、平成2年12月11日から適用する。

2 この要綱の適用日前に貸付けた漁業近代化資金の利率に関しては、なお従前の例による。

附 則 1 改正後の要綱は、平成3年5月24日から適用する。

附 則 1 改正後の要綱は、平成3年7月5日から適用する。

附 則

1 改正後の要綱は、平成3年11月19日から適用する。

2 この要綱の適用日前に貸付けた漁業近代化資金の利率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 改正後の要綱は、平成3年12月20日から適用する。

2 この要綱の適用日前に貸付けた漁業近代化資金の利率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 改正後の要綱は、平成3年12月20日から適用する。

2 この要綱の適用日前に貸付けた漁業近代化資金の利率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 改正後の要綱は、平成4年3月13日から適用する。

2 この要綱の適用日前に貸付けた漁業近代化資金の利率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 改正後の要綱は、平成4年12月2日から適用する。

2 この要綱の適用日前に貸付けた漁業近代化資金の利率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 改正後の要綱は、平成5年6月4日から適用する。

2 この要綱の適用日前に貸付けた漁業近代化資金の利率に関しては、なお従前の例による。

附 則

1 改正後の要綱は、平成5年12月27日から適用する。

2 この要綱の適用日前に貸付けた漁業近代化資金の利率に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成7年8月9日から適用する。ただし、(A)欄については、平成7年7月1日から適用する。
- 2 平成7年8月8日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成7年11月10日から適用する。
- 2 平成7年11月9日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成7年12月8日から適用する。
- 2 平成7年12月7日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成8年4月15日から適用する。
- 2 平成8年4月14日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成8年9月20日から適用する。
- 2 平成8年9月19日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成9年4月23日から適用する。
- 2 平成9年4月22日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成9年5月23日から適用する。
- 2 平成9年5月22日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

- 附 則 1 改正後の要綱は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成9年7月1日から適用する。
- 2 平成9年6月30日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成9年7月25日から適用する。
- 2 平成9年7月24日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成9年8月22日から適用する。
- 2 平成9年8月21日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成9年9月24日から適用する。
- 2 平成9年9月23日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成9年10月27日から適用する。

- 平成9年10月26日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 改正後の要綱は、平成9年11月20日から適用する。
- 平成9年11月19日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 改正後の要綱は、平成10年2月6日から適用する。
- 平成10年2月5日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 改正後の要綱は、平成10年3月9日から適用する。
- 平成10年3月8日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 改正後の要綱は、平成10年3月17日から適用する。
- 平成10年3月16日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 改正後の要綱は、平成10年4月14日から適用する。
- 平成10年4月13日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 改正後の要綱は、平成10年6月16日から適用する。
- 平成10年6月15日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 改正後の要綱は、平成10年8月31日から適用する。
- 平成10年8月30日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 改正後の要綱は、平成10年9月18日から適用する。
- 平成10年9月17日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 改正後の要綱は、平成10年10月22日から適用する。
- 平成10年10月21日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 改正後の要綱は、平成11年1月6日から適用する。
- 平成11年1月5日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 改正後の要綱は、平成11年2月12日から適用する。
- 平成11年2月11日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 改正後の要綱は、平成11年2月22日から適用する。
- 平成11年2月21日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成11年4月27日から適用する。
- 2 平成11年4月26日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成11年5月25日から適用する。
- 2 平成11年5月24日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成11年6月16日から適用する。
- 2 平成11年6月15日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成11年8月3日から適用する。
- 2 平成11年8月2日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成11年9月28日から適用する。
- 2 平成11年9月27日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成11年10月20日から適用する。
- 2 平成11年10月19日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成11年11月29日から適用する。
- 2 平成11年11月28日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成12年1月7日から適用する。
- 2 平成12年1月6日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成12年2月2日から適用する。
- 2 平成12年2月1日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成12年2月21日から適用する。
- 2 平成12年2月20日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成12年3月27日から適用する。
- 2 平成12年3月26日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成12年4月21日から適用する。
- 2 平成12年4月20日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成12年5月25日から適用する。

- 平成12年5月24日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 改正後の要綱は、平成12年6月19日から適用する。
- 平成12年6月18日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 改正後の要綱は、平成12年9月25日から適用する。
- 平成12年9月24日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 改正後の要綱は、平成12年10月26日から適用する。
- 平成12年10月25日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 改正後の要綱は、平成12年12月18日から適用する。
- 平成12年12月17日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 改正後の要綱は、平成13年2月1日から適用する。
- 平成13年1月31日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 改正後の要綱は、平成13年2月26日から適用する。
- 平成13年2月25日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 改正後の要綱は、平成13年3月19日から適用する。
- 平成13年3月18日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 改正後の要綱は、平成13年4月2日から適用する。
- 平成13年4月1日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 改正後の要綱は、平成13年5月18日から適用する。
- 平成13年5月17日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 改正後の要綱は、平成13年6月1日から適用する。
- 平成13年5月31日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 改正後の要綱は、平成13年7月3日から適用する。
- 平成13年7月2日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 改正後の要綱は、平成13年8月14日から適用する。
- 平成13年8月13日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成14年2月20日から適用する。
- 2 平成14年2月19日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成14年4月2日から適用する。
- 2 平成14年4月1日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成14年7月5日から適用する。
- 2 平成14年7月4日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成14年11月1日から適用する。
- 2 平成14年10月31日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成14年12月3日から適用する。
- 2 平成14年12月2日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成15年2月20日から適用する。
- 2 平成15年2月19日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成15年3月19日から適用する。
- 2 平成15年3月18日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成15年4月18日から適用する。
- 2 平成15年4月17日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成15年5月23日から適用する。
- 2 平成15年5月22日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成15年7月18日から適用する。
- 2 平成15年7月17日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成15年8月20日から適用する。
- 2 平成15年8月19日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成15年9月19日から適用する。
- 2 平成15年9月18日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成15年10月21日から適用する。

- 平成15年10月20日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 改正後の要綱は、平成15年11月21日から適用する。
- 平成15年11月20日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 改正後の要綱は、平成15年12月18日から適用する。
- 平成15年12月17日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 改正後の要綱は、平成16年1月26日から適用する。
- 平成16年1月25日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 改正後の要綱は、平成16年2月19日から適用する。
- 平成16年2月18日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 改正後の要綱は、平成16年3月18日から適用する。
- 平成16年3月17日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 改正後の要綱は、平成16年4月21日から適用する。
- 平成16年4月20日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 改正後の要綱は、平成16年7月22日から適用する。
- 平成16年7月21日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 改正後の要綱は、平成16年9月1日から適用する。
- この要綱による改正前の要綱に規定する様式用の用紙は、当分の間所要の補正をして使用することができる。

附 則

- 改正後の要綱は、平成16年9月21日から適用する。
- 平成16年9月20日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則 改正後の要綱は、平成16年10月1日から適用する。

附 則

- 改正後の要綱は、平成16年10月21日から適用する。
- 平成16年10月20日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 改正後の要綱は、平成16年11月18日から適用する。
- 平成16年11月17日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 改正後の要綱は、平成16年12月20日から適用する。
- 平成16年12月19日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適

用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成17年2月21日から適用する。
- 2 平成17年2月20日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成17年3月18日から適用する。
- 2 平成17年3月17日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則 改正後の要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成17年4月20日から適用する。
- 2 平成17年4月19日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成17年5月25日から適用する。
- 2 平成17年5月24日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成17年8月18日から適用する。
- 2 平成17年8月17日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成17年9月20日から適用する。
- 2 平成17年9月19日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成17年10月20日から適用する。
- 2 平成17年10月19日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成18年1月26日から適用する。
- 2 平成18年1月25日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成18年2月20日から適用する。
- 2 平成18年2月19日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成18年4月19日から適用する。
- 2 平成18年4月18日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成18年5月24日から適用する。
- 2 平成18年5月23日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成18年7月20日から適用する。
- 2 平成18年7月19日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成18年8月18日から適用する。
- 2 平成18年8月17日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成18年9月21日から適用する。
- 2 平成18年9月20日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成18年12月20日から適用する。
- 2 平成18年12月19日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成19年1月25日から適用する。
- 2 平成19年1月24日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成19年6月20日から適用する。
- 2 平成19年6月19日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成19年7月19日から適用する。
- 2 平成19年7月18日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成19年8月20日から適用する。
- 2 平成19年8月19日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成26年3月20日から適用する。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成27年4月14日から適用する。
- 2 平成27年4月13日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 平成29年3月31日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分について適用する利子補給率は、なお従前の例による。

附 則

改正後の要綱は、平成29年6月1日から適用する。

附 則

改正後の要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

- 1 改正後の要綱は、令和2年10月30日から適用する。
- 2 令和2年10月29日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分については、なお従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、令和3年4月1日から適用する。

2 令和3年3月31日以前に利子補給の承諾を受けた漁業近代化資金に係る融資分については、
なお従前の例による。

附 則

改正後の要綱は、令和4年4月1日から適用する。